

要 旨

本稿では、国指定重要文化財「埼玉県行政文書」の修理を題材に、文化財たる「行政文書」の修理のほか、保存と活用の均衡のとり方を論じることを試みた。

導入として他府県収蔵の国指定重要文化財「行政文書」の修理事例を簡略に紹介した。そこで「行政文書」として初めて国指定重要文化財となった「京都府行政文書」以下、「山口県行政文書」等が国庫補助事業として修理されている。そこでは「京都府行政文書」の方法を基本に、各文書に応じた方法がとられている。また修理後の原本閲覧の機会を減らすため、閲覧提供用の撮影がされる例が多い。

さて「埼玉県行政文書」は、埼玉県が作成・收受し、明治 28 年の「文書保存規則」に拠り保管してきた文書群で、幕末から昭和 21 年度までの文書からなる。昭和 44 年（1969）県立文書館に引き継がれて以来、県職員や県民に閲覧提供されてきた。平成 18 年（2006）に埼玉県指定文化財に、平成 21 年に埼玉県報と社寺堂庵明細帳を加えた 11,259 点が重要文化財に指定された。このため取扱いのガイドライン「管理・公開計画」が策定され、これに則したマニュアルが作成・運用されている。また劣化の抑制策として、平成 20 年度から「大正・昭和戦前期原本保全事業」（以下、「原本保全」）が実施されてきた。

閲覧は「行政文書」活用の最たる方法だが劣化の要因でもあるため、「原本保全」で文書のマイクロフィルム撮影と、閲覧用の複製電子画像データを作成している。同時に、洋製本化されている簿冊の表紙を中性紙表紙に換えて再製本している。その中、平成 29 年から 3 年間にわたって実施される文書館大規模改修工事に伴い、マイクロフィルム撮影に館外での簡易修理を併せた「原本保全」が実現することになった。修理時には、細事につき所蔵者として判断を求められるため、文書群の特性や修理における姿勢・方向性を明確に把握・認識しておかねばならない。

閲覧による劣化のリスクを回避しつつ予防的措置を日常業務の中で講じることは、「行政文書」の普遍的問題である。前掲「行政文書」の修理では、“閲覧が安全に行われる程度に復すること”が修理の到達点に共通するが、劣化に直結する原本の閲覧は可能な限り回避すべきである。その為には、活用すなわち原本を利用することと一元的に捉えず、代替物による適切な活用が必要である。“開かれた閲覧”とは必要な情報を適切な方法で提供することで、言い換えれば公開の透明性を高めることと、保存（修理）とは別次元の議論として捉えるべきである。

「行政文書」の修理には、未だ克復されない課題も多い。今後の「行政文書」（指定外の文書も含め）に必要なことは、原本に代替する複製物の作成と、各「行政文書」の修理を個別の事象に留めず貴重な事例として共有し、さらなる保存の道を講じることである。